

ビジット GIFU 協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、ビジット GIFU 協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、海外から岐阜市及びその周辺への外国人旅行客の誘致を図るため、国県市と連携し、国内外におけるプロモーション、受入環境の整備及び効果的な情報発信に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 外国人旅行客の誘致のための事業
- (2) 外国人旅行客の受入れ体制整備のための事業
- (3) 効果的な情報発信の取組み
- (4) 統計資料作成への協力
- (5) 行政機関との連携に関する取組み
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表1に定める会員、特別会員及び準会員(以下「協議会員」という。)をもって組織する。

- 2 会員は、運営に要する経費を負担する。
- 3 特別会員は、運営に要する経費は負担しない。
- 4 準会員は、必要に応じて参加する事業に要する経費を負担する。

(役員)

第5条 協議会には、次のとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長、監事は、役員会の決議によって会員及び特別会員の中から選定する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。

2 任期途中で欠けた役員の後任として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員会)

第8条 役員会は、すべての役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 収支予算及び収支決算に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

3 役員会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 役員会は、必要に応じて、役員以外の関係者に総会への出席を求めることができる。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、次の事項を行う。

- (1) 事業計画及び実施事業の報告に関すること
- (2) 協議会員相互の交流促進に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

2 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

(運営委員会)

第10条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は運営委員をもって組織する。運営委員は、会長が会員及び特別会員より選任する。

3 運営委員会は、運営委員長及び副運営委員長の各1名を置く。運営委員長及び副運営委員長は運営委員の互選とする。

4 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集し、次の事項を行う。

- (1) 役員会に付議すべき事項に関して審議すること。
- (2) その他、事業を推進するために必要な事項に関すること。

(準会員)

第11条 第2条の目的に賛同し、協議会に参加の意思を持つ者を準会員とする。

2 準会員は、参加申込みによって登録する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会に在籍する者をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 会計区分は、一般会計及び特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要な場合に設けるものとする。

(解散)

第14条 協議会は、平成32年(2020年)度末、又はその目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第15条 協議会が解散したときに有する残余財産の帰属は、協議により定める。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年6月30日から施行する。

別表1(第4条関係)

会 員	岐阜長良川温泉旅館協同組合
	岐阜商工会議所
	岐阜ホテル会
	岐阜観光索道株式会社
	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
特別会員	岐阜市
準 会 員	第11条第2項に規程する者